

農業近代化資金ガイドブック

令和 5 年 4 月

**福島県農林水産部
農業経済課**

★ 目 次 ★

第1. どんな人が借りられますか？……………1

(貸付対象者について)

- 1. 個人利用 ……………1
- 2. 共同利用 ……………4

第2. いくらまで借りられますか？……………6

(貸付限度額について)

- 1. 事業費に対する融資額 ……………6
- 2. 貸付限度額 ……………7
- 3. 貸付利率 ……………7

7

第3. いつまで借りられますか？……………8

(償還期限について)

第4. どんな場合に借りられますか？……………10

(資金の種類について)

- 1. 施設等資金(1号資金) ……………10
- 2. 果樹等植栽育成資金(2号資金) ……………11
- 3. 家畜購入育成資金(3号資金) ……………11
- 4. 小土地改良資金(4号資金) ……………12
- 5. 長期運転資金(5号資金) ……………12
- 6. 農村環境資金(6号資金) ……………13
- 7. 大臣特認資金(7号資金) ……………14

第5. その他の金利軽減等がありますか？……………17

- 1. 認定農業者等に係る特例利率……………17
- 2. 認定農業者等に係る TPP 等関連対策……………17
- 3. 東日本大震災で被災した農業者等に対する無利子化措置……………18
- 4. 被災12市町村の農業者に対する債務保証料への助成
(農業近代化資金「復興枠」) ……………20

第6. 担保・保証はどうなりますか？……………22

農業信用基金協会の保証制度の活用……………22

第7. その他特例等がありますか？……………24

- 1. 共同利用施設を取得した場合の地方税法の特例……………24
- 2. 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例……………25

第8. 借入手続きはどうなっていますか？……………26

- 1. 個人利用の場合 ……………26
- 2. 共同利用の場合 ……………28

第1. どんな人が借りられますか？

**1. 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者であって
次に掲げる者（個人利用）**

(1) 認定農業者等

ア 認定農業者（簿記記帳を行っている又は、行うことが確実と見込まれる者に限ります。）

※ 「簿記記帳」は、経常収支、財務状況が明らかになるものであれば結構です。（単式簿記・複式簿記を問いません。）

イ 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者
（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限ります。）

(2) 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者（市町村から青年等就農計画が適当であると認定を受けたもの）。）

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18 年法律第 88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

- (4) 次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

※ 「総所得」は、経営改善計画書及び過去3ヶ年の青色申告書等により総合的に勘案することになります。

※ 「農業所得が総所得の過半」についての農業所得については、下限の基準はありません。

※ 「農業粗収益」とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種、養蚕、畜産などの農産物（加工品を含む）の販売収入、家計に向けられた農産物の価格のほか、農機具、農用自動車など農業用生産手段の一時的賃貸料を含みます。

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者である構成員）がいること。

※ 「主として農業経営に従事する」とは、農業従事日数が年間60日以上の場合をいいます。

※ 「青壮年」とは、16歳以上60歳未満を基本とします。

※ 「家族農業従事者」には、本人が含まれます。

ウ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

※ 「後継者」とは、将来において、個人農業者から経営の主宰権が移ることとなる者をいいます。

エ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

※ 「簿記記帳」は、経常収支、財務状況が明らかになるものであれば結構です。（単式簿記・複式簿記を問いません。）

- (5) 原則として5年以内に、(1)のアとなる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

※ この場合、「経営改善資金計画」について、市町村の「特別融資

制度推進会議」での認定を受ける必要があります。

- (6) 上記(1)のア、(2)、(3)及び(4)の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者

（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

- (7) 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

ア 集落営農組織（農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの）

(ア) 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について、次に定める基準に従った規約を有していること。

① 事項

- a 団体の目的
- b 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- c 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- d 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

② 基準

- a 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。
- b 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- c 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- d 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- e 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

(イ) 一元的に経理を行っていること。

(ウ) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

(エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

(オ) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に

組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

イ 集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

※ この場合、「経営改善資金計画」について、市町村の「特別融資制度推進会議」での認定を受ける必要があります。

(8) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、上記(1)ア及び(2)～(6)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、(7)のアの(ア)に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの。

2. 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営まない者であって次に掲げる者（共同利用）

(1) 農業協同組合（一定の要件を満たすものに限ります。）

(2) 農業協同組合連合会（一定の要件を満たすものに限ります。）

(3) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に掲げるもの

ア 農事組合法人

イ 農業共済組合及び同連合会

ウ 土地改良区及び同連合

エ たばこ耕作組合

オ 農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合

（農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業を主たる事業として行う事業協同組合等で一定の要件を満たすものに限ります。）

カ 農住組合（一定の要件を満たすものに限ります。）

キ 農業振興一般社団法人等

※ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、一定の要件を満たすものに限りします。

ク 株式会社等

※ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社）であって、一定の要件を満たすものに限りします。

ケ 農業を営まない任意団体

※ 農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの

- ・ 事項：集落営農組織で掲げた事項（1(7)ア(イ)①）と同じ（P.3参照）
- ・ 基準：集落営農組織で掲げた基準（1(7)ア(イ)②）と同じ（P.3参照）

第2. いくらまで借りられますか？

1. 事業費に対する融資額

- (1) 貸付対象事業費の80%まで借りることができます。

$$\text{貸付対象事業費} \times 80\% \geq \text{融資額}$$

- ※ 補助残融資も可。この場合には、事業費の総額に融資率（80%）を適用することができます。

事業を実施した結果、事業費が予定していた金額を下回ったために80%を超えることとなった場合、90%以内であれば融資額を減額する必要はありません。

- (2) 認定農業者等及び集落営農組織等に係る融資率の特例

次の場合、貸付対象事業費の100%まで借りることができます。

- ・ 認定農業者等

農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（大臣特認資金の農村給排水施設資金（P. 14-15参照）及び特定の農家住宅資金（P. 15-16参照）を借り入れる場合を除き、認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者が当該法人への出資金等を借り入れる場合を含みます。）

- ※ この場合、「経営改善資金計画」について、市町村の「特別融資制度推進会議」での認定を受ける必要があります。

- ・ 集落営農組織等

集落営農組織等が法人化を目指して農業の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（大臣特認資金の農村給排水施設資金（P. 14-15参照）及び特定の農家住宅資金（P. 15-16参照）を借り入れる場合を除き、集落営農組織が法人化しようとするときにその構成員になろうとする者が当該法人への出資金等を借り入れる場合を含みます。）

- ※ (1) (2)において、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が、事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、補助金交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要があります。

2. 貸付限度額

農業を営む者（個人利用）			農業を営まない者 （共同利用）
個人	法人及び任意団体	農業参入法人	
1,800万円 （知事が特に必要と認めた場合は、2億円）	2億円	1億5,000万円	15億円 （農林水産大臣が認めた場合は、その認めた額）

※ 貸付限度額には、融資残高も通算されます。

※ 貸付金額の最低額は、原則として申請1件当たり10万円です。

※ 認定農業者等及び集落営農組織の特例（利率の軽減・融資率100%）を受けるには、特別融資制度推進会議の認定が必要となります。

なお、この特例は、個人1,800万円、法人・集落営農組織3,600万円（利率の軽減に限る。）までの措置です。

3. 貸付利率

0.70%（令和5年4月19日現在）

※ 貸付利率は、金利動向により、毎月20日ごろに改定されます。

※ 認定農業者、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定（以下「TPP等」という。）の発効等による経営環境変化に対応して新たな攻めの経営展開に取り組む認定農業者等及び東日本大震災被災農業者等は、貸付利率の軽減措置を受けることができます（P.17-19参照）。

第3. いつまで借りられますか？

償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を定めることとなります。

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画に従って農業経営に関する目標を達成するために必要な措置を行う場合		農業協同組合等	
		償還	うち据置	償還	うち据置	償還	うち据置	償還	うち据置
原則		1 5	7	1 5	3	1 7	5	1 5	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	1 0	—	1 0	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	1 0	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	1 8	—	—	—

※ 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいいます。

※ 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいいます。

※ 農業協同組合等とは、共同利用の場合をいいます。

※ 東日本大震災で被害を受けた農業者等であって、原発事故による災害の影響を受けている農業者等に貸し付けた資金については、償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長されます。（ただし、東日本大震災後から令和６年３月３１日までの間に貸し付けられるものに限りです。）

第4. どんな場合に借りられますか？

1. 施設等資金（1号資金）

(1) 貸付対象

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金が対象となります。

（施設、農機具等の老朽化等により、同じ規模・性能を持つものに建て替え、買い換えする場合でも対象となります。）

（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除きます。）

なお、復旧に要する資金は、認定農業者等及び集落営農組織等（農地の復旧費を含む）が貸付対象者となります。

また、飼養衛生管理基準の対象となる家畜（豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）を飼養する事業を営む者である場合、飼養衛生管理基準遵守状況確認書の提出が必要となります。（以下、3. 家畜購入育成資金（3号資金）、4. 小土地改良資金（4号資金）、5. 長期運転資金（5号資金）も同様です。）

(2) 具体的な取扱い

ア 附帯施設

貸付対象施設が本来の機能を発揮するために欠くことのできないものは、附帯施設として貸付対象となります。

【具体例】：電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（その使用目的がもっぱら貸付対象施設の運営のための事務処理にあたる場合）及び車庫等

イ 敷地の取得費

貸付対象施設に必要な敷地の取得費についても必要最小限のものを事業費に含めることができます。

ウ 農 舎

住宅等の対象外施設を併設する場合、借入者の経営等の実情からそれらが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設の部分について事業費とすることができます。

この場合、設計見積書は、農用施設と住居施設が明確に区分されているものに限ります。

エ 農機具等

- (ア) 貨物自動車は、農業経営上特に必要と認められる場合に、原則として新車で最大積載量2トン以下のもの限り対象となります。
- (イ) 貨客兼用自動車（ライトバン）については、原則として認めないものとしませんが、花き・花木の出荷等のために特に必要と認められる場合に限り対象となります。
- (ウ) 中古農機具は、「福島県農業機械整備施設認定要領」に基づき認定された農業機械整備施設で整備された農機具等限り対象となります。（償還期限は、原則として今後の使用可能年数以内となります。）

2. 果樹等植栽育成資金（2号資金）

(1) 貸付対象

果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑、花木その他永年性植物の植栽又は育成に要する資金が対象となります。

なお、その他永年性植物の植栽又は育成に要する資金は、認定農業者等及び集落営農組織等のみが貸付対象者となります。

(2) 具体的な取扱い

ア 植栽に要する資金の範囲

果樹等の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費）

イ 育成に要する資金の範囲

育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費

3. 家畜購入育成資金（3号資金）

(1) 貸付対象

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金が対象となります。

(2) 具体的な取扱い

ア 購入に要する資金

競走の用に供する馬は、対象となりません。

なお、競争の用に供する馬の生産を行うための繁殖用雌馬については、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

イ 育成に要する資金の範囲

育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費

4. 小土地改良資金（4号資金）

(1) 貸付対象

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金が対象となります。

なお、復旧に要する資金は、認定農業者等及び集落営農組織等のみが貸付対象者となります。

(2) 具体的な取扱い

対 象 事 業 の 範 囲						
障 害 物 除 去	起 土	整 地	客 土	床 締 め	土 壌 改 良	暗 き ょ 排 水
区 画 整 理	畦 畔 改 良	開 田	開 畑	牧 道	牧 草 播 種	
耕 地 防 風 林	用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）					

※ これらの事業（開田を除く。）に必要な未墾地の購入費も対象となります。（未墾地の購入費が事業費の大部分を占めるときを除きます。）

5. 長期運転資金（5号資金）

(1) 貸付対象

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金が対象となります。

なお、次の「(2) 具体的な取扱い」のウからオまで及びキについては、認定農業者等及び集落営農組織等に限ります。カについては、認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限ります。クについては、認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限ります。

(2) 具体的な取扱い

- ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金が貸付対象となります。
- イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金が貸付対象となります。（認定農業者等及び集落営農組織以外の方は、農機具及び運搬用機具の場合のみが貸付対象となります。）
- ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金が貸付対象となります。
- エ 品種の転換を行うのに必要な資金が貸付対象となります。
- オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金が貸付対象となります。
- カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金が貸付対象となります。
- キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人（認定農業者）に参加するために必要な資金が貸付対象となります。（「農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金」については、「法人（認定農業者）の構成員又は構成員になろうとする方」も貸付対象者となります。）
- ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金が貸付対象となります。

6. 農村環境整備資金（6号資金）

(1) 貸付対象

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金が対象となります。

貸 付 対 象				
診療施設	老人福祉施設	有料老人ホーム	水道施設	下水道施設
託児施設	研修施設	集会施設	ガス供給施設	
融雪・除雪用施設	農作業管理休養施設		農業者等健康増進施設	
地域休養施設	生活改善センター		生活安全保護施設	

集	落	道	廃棄物処理施設又は地域交流施設
農村情報処理・通信施設（農業放送施設及び農業管理センターを含む。）			

(2) 具体的な取扱い

ア 農業者等健康増進施設

農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場又は農村広場施設が貸付対象となります。

イ 農業管理センター

「農業管理センター」とは、

- ① 作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 技術及び経営に関する指導研修
- ④ 農産物等に関する検査
- ⑤ 農業機械の管理及び利用調整等

を総合的に行う施設をいい、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設が貸付対象となります。

ウ 附帯施設

貸付対象施設が本来の機能を発揮するため欠くことのできないものは、附帯施設として貸付対象となります。

【具体例】：電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（その使用目的がもっぱら貸付対象施設の運営のための事務処理にあたる場合）及び車庫等

エ 敷地の取得費

貸付対象施設に必要な敷地の取得費についても必要最小限のものを事業費に含めることができます。

7. 大臣特認資金（7号資金）

(1) 農村給排水施設資金

ア 貸付対象

農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金が貸付対象となります。

なお、農業を営む個人のみが貸付対象者となります。

※ この資金については、「認定農業者等に係る融資率の特例（P.6

参照) 及び認定農業者等に係る特例利率 (P. 17参照) 」は受けられません。

イ 具体的な取扱い

- (ア) 共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設が、貸付対象となります。
- (イ) 生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設(屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。)が、貸付対象となります。

(2) 内水面養殖施設資金

ア 貸付対象

水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金が、貸付対象となります。

イ 具体的な取扱い

ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設が、貸付対象となります。

※ 養魚池の造成については、養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要があります。

(3) 特定の農家住宅資金

ア 貸付対象

農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金が貸付対象となります。

※ この資金については、「認定農業者等に係る融資率の特例 (P. 6参照) 及び認定農業者等に係る特例利率 (P. 17参照) 」は受けられません。

イ 具体的な取扱い

- (ア) 農業振興地域、過疎地域又は振興山村地域内の農業者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、貸付対象となります。
 - a 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

- b 効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者と知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。
 - c 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のために新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。
※ この場合の「農業後継者」は、現に農業に従事し、かつ、農業近代化資金の貸付対象者の要件（P. 1～4参照）を満たしている必要があります。
 - d 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。
※ 知事が特に必要と認めた場合を例示すれば、次のとおりです。
 - ① 経営基盤の充実、経営の改善を図るうえで住居の保健性、安全性、利便性、快適性及び文化性の向上が必要な場合
 - ② 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合
- (イ) 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域内において、「認定新規就農者」が新たに主たる事業として農業経営を営む場合、貸付対象となります。

第5. その他の金利軽減等がありますか？

1. 認定農業者等に係る特例利率

認定農業者等が、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合、県の利子補給とは別に、公益財団法人農林水産長期金融協会から当該認定農業者に対して利子助成が行われ、償還期限に応じて特例利率が適用されます。（大臣特認資金の農村給排水施設資金（P. 14-15参照）及び特定の農家住宅資金（P. 15-16参照）を借り入れる場合を除きます。また、認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者が、当該法人への出資金等を借り入れる場合は利子助成が行われます。）

なお、この場合「経営改善資金計画」について、市町村の「特別融資制度推進会議」での認定を受ける必要があります。

- ※ 特例利率は、貸付額が個人1,800万円、法人3,600万円まで適用されます。
- ※ 特例利率は、金利動向により、毎月20日頃に改定されます。
- ※ 特例利率の融資枠に制限があります。

2. 認定農業者等に係る T P P 等関連対策

(1) 趣旨

TPP等の発効等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れる資金の金利負担の軽減を図ります。

(2) 助成対象者

実質化された人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者(位置づけられることが確実な証明を受けた者を含む)、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者、目標地図に位置付けられた者又は継続的農地利用者のうち「経営展開計画（兼取組確認表）※1」を作成した者。

ただし、上記の対象要件を満たす者が、次のア及びイを満たすことを「交付要件確認表※2」により確認できる場合に限りします。

ア 園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は、園芸施設共済等

への加入意向があること又は園芸施設共済の対象となる施設を取得しないこと。

イ 経営展開計画に農産物輸出に関する内容を含む場合は、農林水産省が設立しているGFPコミュニティサイトに登録していること。

※1「経営展開計画（兼取組確認表）」・・・担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）別記様式第1号

※2「交付要件確認表」・・・同要綱別記様式第1の2号

(3) 助成内容

認定農業者等が資金を借り入れる場合の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額が限度とされています。）が、公益財団法人農林水産長期金融協会から貸付当初5年間利子助成されます。なお、貸付から5年経過後、償還終了時までは、スーパーL資金の貸付利率と同額になるまで利子助成されます。

3. 東日本大震災で被災した農業者等に対する無利子化措置

(1) 趣旨

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）により被害を受けた農業者等が復旧・復興の取組みを行うために借り入れる資金の金利負担の軽減を図ります。

(2) 助成内容

東日本大震災の被災農業者等に対する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付金利を2.0%引き下げるのに必要な額が限度とされています。）が、公益財団法人農林水産長期金融協会から貸付後最長18年間利子助成されます。

(3) 対象資金

東日本大震災の後から令和6年3月31日までの間に利子助成が行われた資金が対象となります。

◆被災農業者とは

原子力災害被災12市町村に、ほ場などを有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者で、次のいずれかの要件を満たす原子力発電所の事故の影響を受けている者です。

- ① 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者
- ② 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者〔東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者等の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者で、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限る。〕

※ 東日本大震災：平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震 及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害

※ 原子力災害被災12市町村・・・田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※ 被災農業者が東日本大震災農業生産対策交付金の交付を受けた補助残融資資金に限り、利子助成の対象となります。（融資残補助事業も対象となります。）

※ 東日本大震災により被害を受けたことの証明（罹災証明書）について

罹災証明書は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る農林漁業者等向け制度資金の特例措置について（令和3年3月24日付け2経営第3262号、2林政企第76号、2水推第1536号関係課長通知）」により様式を定めていますが、同等の内容が確認できる場合には、任意の様式で証明を行っても差し支えありません。

また、市町村によっては、東日本大震災に係る罹災証明書の発行を終了している場合もあるため、過去に発行されたものであっても差し支えありません。

4. 被災12市町村の農業者等に対する債務保証料への助成（農業近代化資金「復興枠」）

(1) 趣旨

平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農業経営に影響を受けている農業者等が必要とする資金を円滑に融通する。

(2) 内容

当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行うとともに、福島県農業基金協会の債務保証に係る保証料を補助する。

(3) 貸付対象者

東日本大震災に伴い発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。（以下「被災12市町村」という））の全域を含む県内における営農継続等に関する農業近代化資金については、第1に掲げるもののいずれかに該当し、かつ次のいずれかに該当するもの。

ア 原発事故の被災12市町村の農業者で、営農を再開し2年を経過した者

イ 原発事故の被災12市町村の農業者で、避難先において営農を再開し2年を経過した者

ウ 原発事故の被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体

エ 原発事故の被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体

オ 原発事故の影響により、営農は中断していないものの原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等

(4) 貸付条件

貸付限度額や償還期限等の貸付条件については、基本的に「復興枠」以外の農業近代化資金と同じです。

(5) 優遇措置

「復興枠」の利子補給の承認を受けた農業者に対し、農業信用基金協会の債務保証を受ける場合に支払う保証料の1/2を農業者に代わり、県が農業信用基金協会へ支払います。

(6) 確認事項

利子補給承認を申告する際に次を確認してください。

ア (3)のア～エに該当する場合

営農を再開してから2年を経過したこと。

※ 3に掲げる措置を受ける際に確認している書類(営農を再開してから2年を経過していない)で確認してください。

イ (3)のオに該当する場合

原発事故に伴う風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加したこと。

※ 下記のいずれかに該当する場合、農業収入の減少や農業支出の増加が風評被害の影響によると判断されます。

- ・ 東日本大震災前直近の平成20・21・22年分の平均と直近3年分の平均を比較し、農業収入が減少し、かつ、販売単価が下落していると認められる場合。
- ・ 風評被害を払拭するための支出をしたと認められる場合。
- ・ 風評被害に基づく東京電力からの賠償金を受けている場合。

第6. 担保・保証はどうなりますか？

農業信用基金協会の保証制度の活用

農業信用基金協会（以下、「基金協会」という。）の農業信用保証制度が利用できます。

（１）資格者

当資金を借り受ける農業者等であり、基金協会の会員又は既にその会員となっている住所地の農業協同組合の組合員

（２）保証料（年）

ア 農業を営む者	有担保	0.15%～	0.23%
	無担保	0.30%～	0.38%
	無担保のうち特例	0.22%～	0.30%
	法人特例	0.38%～	0.46%
イ その他		0.22%～	0.30%
	法人特例	0.38%～	0.46%

（３）保証割合

ア 農業を営む者	100%
イ その他	90%

（４）担保・保証人の取扱い

ア 農業を営む者

（ア）個人

無担保・無保証人扱いの既往農業近代化資金保証残高と合わせて1,500万円（認定農業者にあつては1,800万円）以内となる場合は無担保・無保証人とすることができます。

（イ）法人

代表者個人連帯保証（クイック融資案件は除く）とし、無担保扱いの既往農業近代化資金保証残高と合わせて3,000万円（認定農業者にあつては3,600万円）以内となる場合は無担保（法人特例）とすることができます。

(ウ) 集落営農組織

集落営農組織と役員の連帯債務貸付とし、集落営農組織としての無担保扱いの既往農業近代化資金残高と合わせて3,000万円以内の場合は無担保・無保証人とすることができます。

イ その他

(ア) 任意団体

原則として任意団体と構成員全員の連帯債務貸付とし、任意団体および構成員に対するすべての無担保・無保証人扱いの既往保証残高との合計を構成員数で除した額が1,200万円以内の場合は無担保・無保証人とすることができます。

(イ) 法人

代表者個人連帯保証とし、必要あるときは物的担保を併せ徴求します。

なお、無担保扱いの既往農業近代化資金保証残高と合わせて3,000万円以内となる場合は、無担保（法人特例）とすることができます。

※ 第5の3の被災農業者は、無担保・無保証人・無保証料で資金を借り受けることができます。

ただし、当該措置を活用いただく際は、被害を受けたことを証明する書類が必要になります

※ 「復興枠」の利子補給承認を受けた農業者は、保証料の1/2の助成が受けられます。（P.19～21を参照してください。）

第7. その他特例等は何がありますか？

1. 共同利用施設を取得した場合の地方税法の特例

農業協同組合等が、農業近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、下記のとおり地方税法の特例が適用されます。

※ 共同利用施設とは、農業者が共同で利用するための農林水産物の生産、加工、販売に必要な施設を農業協同組合等が設置しているものです。

(1) 特例の対象者

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会（たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会は不動産取得税のみ）

(2) 特例の内容

【不動産取得税】

農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付額をもとに計算した一定額を価格から控除した額となります。（控除額の上限は価格の2分の1）

【固定資産税】

農業協同組合等が取得する共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準は、価格の2分の1となります。

ただし、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限られます。また、融資により取得する機械・装置は、一台又は一基の取得価額が330万円以上のものに限られます。

【事業所税】

農業協同組合等が取得する共同利用に供する施設に係る事業所税は非課税となります。

税目	課税標準の計算式
不動産取得税	価格 － 価格 × (貸付金額 ÷ 取得価額) ※
固定資産税	価格 × 1 / 2 (3年間)
事業所税	非課税

※ 2分の1を超える場合は2分の1

2. 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付に限ります。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととなります。

※ 被災農業者等に対する農業近代化資金は印紙税法の特例を受けることができます。

※ 当該税制の特例を活用いただく際には、次に掲げる書類が必要になります。

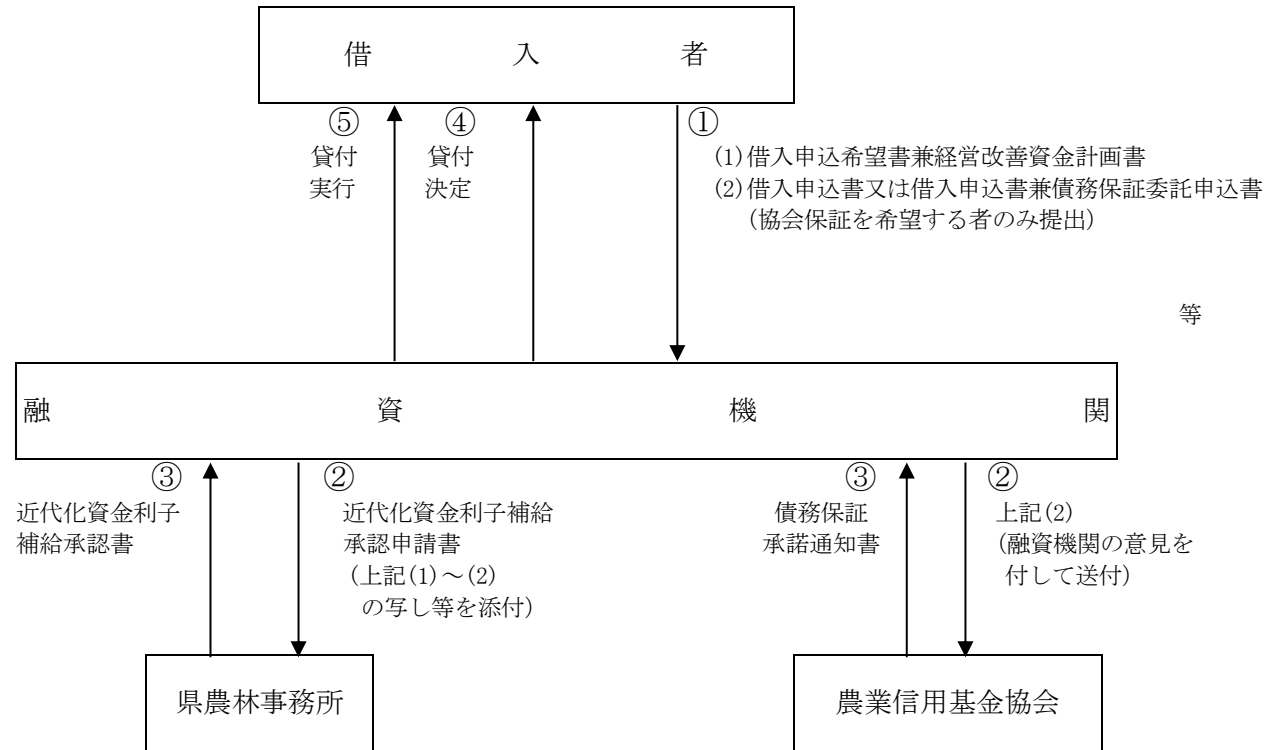
ア 東日本大震災の被災者であることにつき市町村長等が証明した書類（罹災証明書等）

イ 特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類（損害賠償請求に係る請求書の写し等）

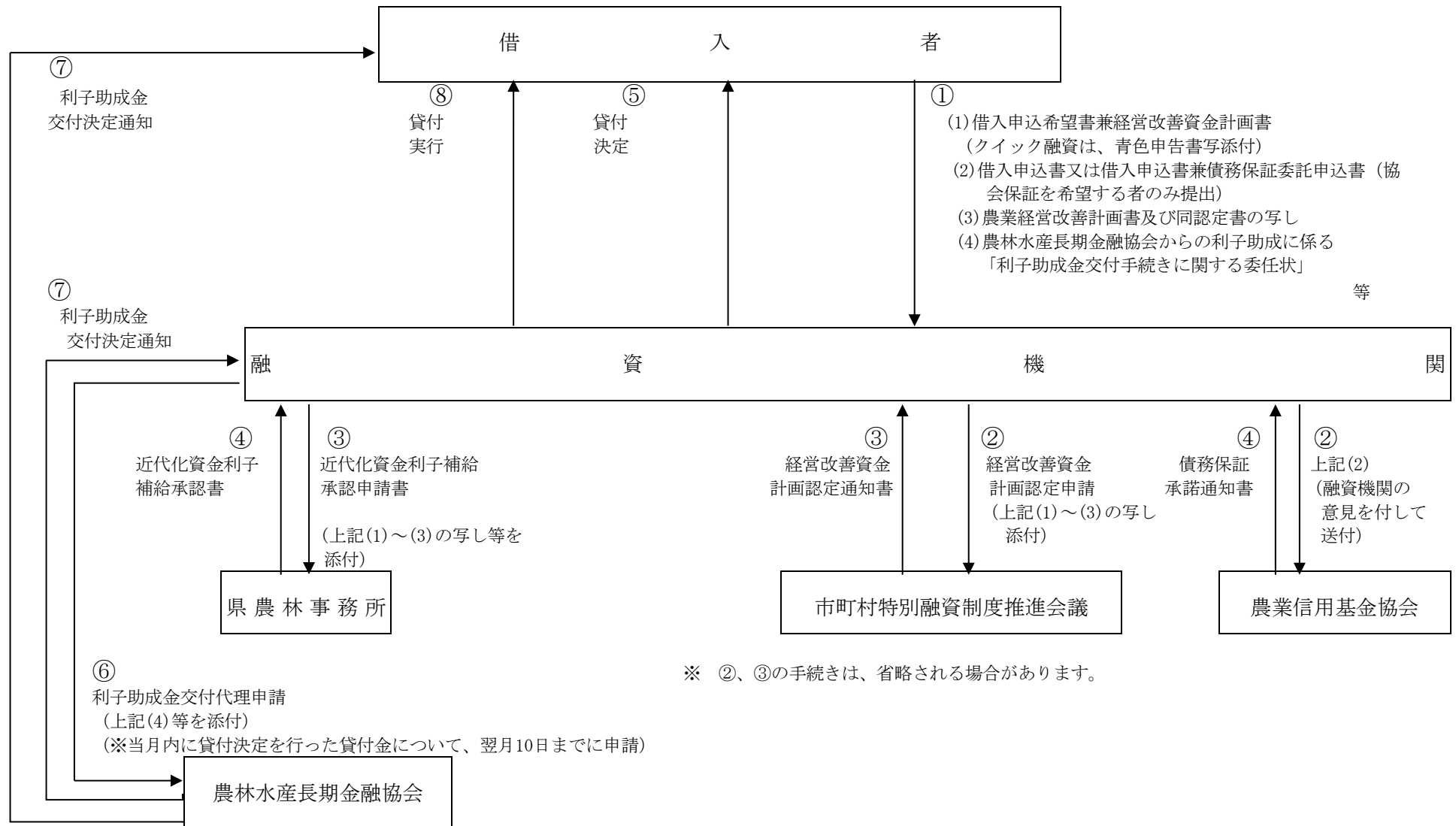
第8. 借入手続きはどうなっていますか？

1. 個人利用の場合

(1) 認定農業者以外の方の基本的な借入手続き



(2) 認定農業者の方の基本的な借入手続き



※ ②、③の手続きは、省略される場合があります。

※ クイック融資について（取扱いの有無について、各融資機関にお問い合わせください。）

（１）対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者又は集落営農組織であって、次の要件に該当しない者のうち、企業経営診断手法による一定以上の経営状況にあるとされた者です。

ア 簿記記帳又は青色申告を実施していない者

イ 過去１年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞した者

ウ 農業所得（法人にあっては、経常利益）が赤字の者若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過の者

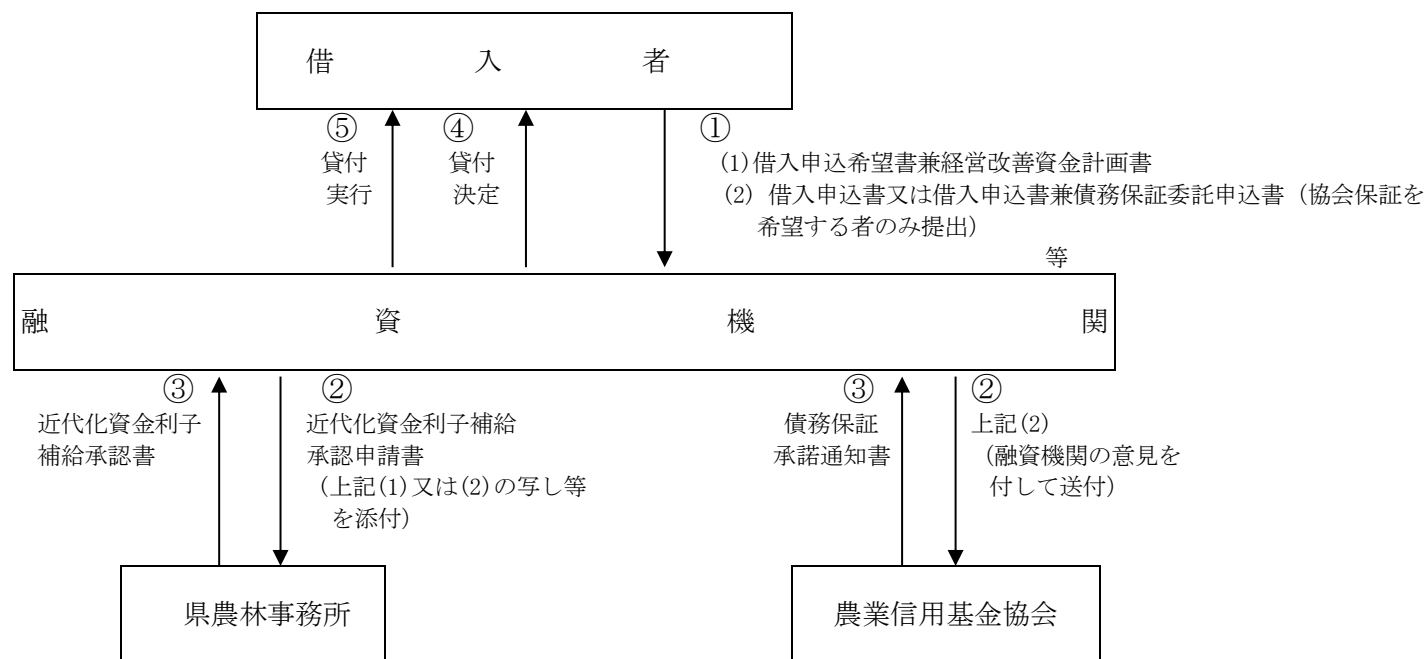
（２）資金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業近代化資金融通措置要綱第２の３の(１)の資金及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第２の３の(１)の資金とされています。

（３）制度の対象

一回当たりの貸付限度額が、５００万円以下のものに限りま。

２．共同利用の場合



農業近代化資金利子補給承認申請書添付書類

※「(写)」以外は原本

※設計書及び見積書等については、原則として有効期限の範囲内又は作成から3ヶ月以内

※借入申込希望書兼経営改善資金計画書については、クイック融資による貸付の場合は、
「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に融資手続き等について（平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知）」の借入申込希望書兼経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)）（写）とする。

区分	福島県農業近代化資金利子補給要綱に定めるもの
個人	1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）別紙1の(1)）（写）（同計画書に添付された書類を含む）
	2 借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書（農業信用基金協会による債務保証の希望がある場合）（基本要綱参考様式3又は4（又は参考様式3又は4を参考にして融資機関が定める様式））（写）
	3 対象となる家畜を飼養する事業を営むものである場合……飼養衛生管理基準遵守状況確認書 *対象となる家畜：豚、いのしし、鶏、あひる、うづら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
	4 施設の場合……設計書（図面を含む）及び見積書（写）
	5 農機具等の場合……見積書（カタログを含む）（写）
	6 果樹等の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）
	7 家畜の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）
	8 長期運転資金の場合……見積書等必要額を明らかにする書類（写）
	9 特定の農家住宅の場合
	(1) 農業振興地域、過疎地域、振興山村地域のいずれかの地域内において農業の経営を行うものであることを証する当該市町村長の証明書
	(2) 農業生産に伴って生ずる公害防止のために移転するとき……当該市町村長の証明
	(3) 土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき ア 事業認可書の（写）または確定通知書の（写） イ 事業主体の証明 ウ 移転する農業者に補償費等が支払われる場合は補償契約書の（写）及び補償額を記載した事業主体の証明 (4) 農業後継者の婚姻のための住宅 ア 婚姻の相手方が定まった時から婚姻関係の成立前 ……農業後継者調書（第11号様式）

		イ 婚姻関係の成立後 (ア) 婚姻届出済の場合……戸籍抄本 (写) (イ) 婚姻届未済の場合……事実関係を証する書面 10 補助残融資に係るもの……補助事業計画書 (写) 11 地域農業確立総合資金関係……地域農業確立総合資金に関する融資事業計画 (写) 12 その他参考になる書類
法 団	人 体	1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書 (基本要綱別紙 1 の (2)) (写) (同計画書に添付された書類を含む) (共同利用の場合は添付不要) 2 借入申込書又は借入申込書兼債務保証委託申込書 (農業信用基金協会による債務保証の希望がある場合) (基本要綱参考様式 3 又は 4 (又は参考様式 3 又は 4 を参考にして融資機関が定める様式)) (写) 3 定款 (総合農協を除く) (写) 4 業務方法書、規約又はこれに準ずるもの (必要に応じ添付のこと) (写) 5 最近年度の業務報告書及び事業計画書 (写) 6 総会議事録 (事業の承認状況) (写) 及び理事会等議事録 (写) 7 融資事業計画書…年間収支試算表、概ね 5 年以上 7 年未満 (共同利用の場合のみ添付) 8 その他個人の欄に掲げる関係書類を添付すること。
共 通		その他必要な書類

借入申込者の区分	福島県農業近代化資金融通に関する取扱要領に定めるもの
農業を営む法人	登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
農業を営む任意団体	構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書 （任意団体が行う農業生産事務に従事している者については、 当該従事状況に関する証明書）
農事組合法人	登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
土地改良区及び 土地改良区連合	登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
たばこ耕作組合	登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
農住組合	構成員ごとの議決権に関する調書 構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
農業振興公社	一般社団法人にあつては社員ごとの議決権数、一般財団法人にあつては基本財産を拠出した者ごとの拠出額に関する調書 社員又は拠出者のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
農業振興事業を主たる業務として営む持分会社	社員のうち農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めていることに関する調書 社員のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
農業振興事業を主たる業務として営む株式会社	総株主のうち農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会が有するその法人の議決権の数に関する調書 総株主のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後３か月以内）（写）
任意団体	構成員名簿 構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書

(参 考)

問い合わせ先

事 務 所 名	住 所	直通電話番号
県 北 農 林 事 務 所	〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号	024-521-2604
県 中 農 林 事 務 所	〒963-8540 郡山市麓山一丁目 1 番 1 号	024-935-1307
県 南 農 林 事 務 所	〒961-0971 白河市字昭和町269番地	0248-23-1557
会 津 農 林 事 務 所	〒965-8501 会津若松市追手町 7 番 5 号	0242-29-5302
南 会 津 農 林 事 務 所	〒967-0004 南会津郡南会津町田島 字根小屋甲4277番地の 1	0241-62-5253
相 双 農 林 事 務 所	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目 30番地	0244-26-1137
い わ き 農 林 事 務 所	〒970-8026 いわき市平字梅本15番地	0246-24-6160
農 業 経 済 課	〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号	024-521-7349